

独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について

東京都教育委員会

御入学おめでとうございます。

東京都教育委員会では都立学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童・生徒の名簿を提出することになっています。

加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入のうえ学校長に提出してください。

加入に同意くださる方には下記4（裏面）のとおり保護者負担分の掛金額を負担していただきますが、災害共済給付金は、治療に要した窓口負担分（通常、医療費総額の3割）に付加給付金（医療費総額の1割）を加えて支払われます。

また、負傷・疾病が治った後に障害が残った場合には、障害見舞金が障害の程度に応じて支払われるなど他の補償内容も配慮されています。東京都教育委員会としては、是非加入されるようお薦めするものです。

災害共済給付の請求手続きは、文書請求又はインターネットを利用したオンライン請求システムに必要な事項を入力することにより行いますが、個人情報の取扱いには十分に留意いたしますので、ご了承ください。

なお、加入されない場合はその年度は中途加入できません（翌年度、加入同意書を提出し加入できます）。

給付内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成30年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 授業中（特別活動中を含む。） | (4) 通常の経路及び方法による通学中（登下校中） |
| (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中 | (5) 寄宿舎にあるとき |
| (3) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 | |

2 給付金額

〔災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。〕

(1) 医療費

- ・ 医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。
- ・ 初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります。
- ・ 医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。
- ・ 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。（*「高額療養状況の届」は厳封で提出してください。）

— 裏面に続きます。 —

同意書

東京都教育委員会 殿

東京都立 _____ 三鷹中等教育 _____ 学校（ _____ 後期課程 _____）

_____ 4 年 組 _____ 児童・生徒等氏名 _____

東京都教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童・生徒等が加入することに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者又は後見人氏名 _____

印

* 成年に達している場合は、生徒本人が記名押印することができます。

— 表面から続きます。 —

- (2) 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円(1級)から82万円(14級)が給付されます(通学中の場合は、1,885万円から41万円)。

ただし、災害を被る前に既に障害がある場合には減額されることがあります。

- (3) 死亡見舞金 2,800万円が給付されます(運動等と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円)。

3 給付基準

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効により消滅します。
- (3) 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- (4) 本災害共済給付の対象となる学校管理下の傷害・疾病の医療費については、東京都の区市町村を窓口として行っている医療費助成の内、①義務教育就学児(㊦)、②乳幼児(乳)、③ひとり親家庭(親)、④障害者(障)の各医療費の助成対象ではありません。本災害共済給付を優先適用し窓口負担をして頂いた後に給付します。

したがって、医療機関に医療証・受給者証を提示して窓口負担分の免除・軽減を受けないようにお願いします。

ただし、本災害共済給付で対象とならない同一の災害の負傷又は疾病について初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円未満の場合には、前記の各医療費助成の対象となります。

- (5) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- (6) 高等学校の生徒が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額 *前平成29年度と変更ありません。)

学 校 種 別	保 護 者 負 担 額	都負担額	学 校 種 別	保 護 者 負 担 額	都負担額
中 学 校 生 徒 ※	460円	485円	(特 別 支 援 学 校)		
高等学校全日制生徒※	1,100円	765円	小・中学部児童生徒※※	460円	485円
高等学校定時制生徒	585円	420円	高 等 部 生 徒	1,100円	765円
高等学校通信制生徒	165円	117円	幼 稚 部 幼 児	160円	135円

※ 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程をそれぞれ含みます。

※※ 特別支援学校の小・中学部児童生徒の保護者負担額については、「都立特別支援学校の義務教育課程における災害共済掛金徴収の免除に関する要綱」により、徴収を免除します。